

**【発効前倒し：米国東海岸時間 26 日 23 時 59 分から】ブラジルからの
渡航者の米国入国禁止措置**

2020 年 5 月 25 日

◎25 日、米国政府は、ブラジルからの渡航者（過去 14 日以内にブラジル滞在歴のある者で、米国籍者・市民権保有者等を除く）の米国への入国を禁止する措置（24 日発表）の発効を 5 月 26 日 23 時 59 分（米東海岸時間）に前倒しする旨の修正を発表しました（当該時刻以前にブラジルを出発する米国行航空機に搭乗している者には本件入国禁止措置は適用されないとしています）。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/president-amendment-proclamation-president-may-24-2020/>

◎上記修正措置の発効後は、米国内の空港で入国手続きを必要とする航空機の乗り継ぎはできなくなります。また、第三国からブラジルの空港内で国際トランジットを行なって帰国される場合にも同様の制限が適用されますのでご注意ください。

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp